

2025年1月14日

各位

損保ジャパンDC証券株式会社
株式会社セブン銀行

セブン銀行定期預金 適用利率誤りに関するお詫びとご返金手続きのお願い

この度、お客さまにご加入いただいております確定拠出年金制度の運用商品である「セブン銀行確定拠出年金専用定期預金」に関して、一部の利息を過少にお支払いしていたことが判明いたしました。本定期預金は、満期前に転職により中途解約（売却）をされる場合、約定利率を適用して支払う旨のご案内をしておりましたが、実際には約定利率より低い解約利率を誤って適用していたため、過少払いが生じておりました。

お客さまには多大なるご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げますとともに、事案の概要と弊社対応について下記のとおりご報告申し上げます。

今後このようなことがないよう、再発防止に努めてまいります。

記

1. 対象定期預金

- (1) セブン銀行確定拠出年金専用定期預金 3年（以下「定期3年」）
- (2) セブン銀行確定拠出年金専用定期預金 5年（以下「定期5年」）

2. ご返金対象期間

- (1) セブン定期3年：2006年1月5日～2024年10月31日
- (2) セブン定期5年：2011年4月14日～2024年10月31日

3. お客さまへの対応

対象となるお客さまには、1月以降、順次お詫びと返金手続きに係るご案内の手紙をお送りするとともに、正当な定期預金利息と誤って少なくお支払いした定期預金利息の差額および当該差額の遅延損害金を、セブン銀行より、所定の手続きを経てご返金いたします。ご不明な点がございましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。今後は、同様の事象が発生しないよう努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問合せ先（日本語のみ）】

ご返金お問合せセンター 0120-212-662（フリーダイヤル）

（受付時間：平日午前9時～午後5時）

※お問合せの際には、ご案内をお手元にご用意ください。